地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約の発注見通しについて

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約の締結が見込まれるので、その見通しについて、下記のとおり公表します。

令和８年１０月２８日

経営管理部長

記

業務名称及び内容等 （１）名称 （２）業務内容 （３）履行期間 （４）履行場所	 （１）令和８年度緑地管理業務 （２）山口県産業技術センターの敷地南側に位置する斜面の除草、同東側に位置する斜面の除草・一部樹木伐採、新事業創造支援センター周辺の除草、北側駐車場横の除草作業。除草した草等の敷地内への集積。 （３）令和８年１１月頃～令和９年２月頃 （４）宇部市あすとぴあ四丁目　地内
契約締結の時期	令和８年１１月頃
今後の手続き	契約を締結するための見積書の提出に当たっては、契約申込みに要する資格及び方法について、別途、山口県が実施するものと同様に公表する。
問い合わせ先	住 所：宇部市あすとぴあ四丁目１番１号 所 属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：０８３６－５３－５０５０